

## a u でんき法人セット割利用規約

### 第1条(本規約の適用)

KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社(以下併せて「当社」といいます。)は、このa u でんき法人セット割利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、a u でんき法人セット割(以下「本割引」といいます。)を提供します。

- 2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、a u でんき需給約款、a u でんき供給約款(関西電力・KDDI)、a u でんき供給約款(中国電力・KDDI)、a u でんき(低圧電力)需給約款及びa u でんき需給約款【法人】でんきLプラン負荷(以下併せて「a u でんき約款」といいます。)に定めるところによります。
- 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。なお、当社は、本規約の変更を、変更後の本規約及びその効力発生時期を本割引に係るWEBサイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- 4 本規約本文のほか、当社が定める本割引に関する諸規程(当社が別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとします。
- 5 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

### 第2条(本割引の概要)

本割引は、a u でんきサービス(a u でんき約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。)及び特定のKDDIサービス(当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。)を組み合わせる場合に、本規約に定めるところによりa u でんきサービスの利用料金に基づく割引を行うこと等をその内容とします。

### 第3条(申込み)

本割引の適用を希望するa u でんき契約者(以下「申込者」といいます。)は、本規約を承諾の上、当社が別に定めるところにより当社に申込みを行うものとします。

### 第4条(契約の成立)

当社は、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合は、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で本割引の適用を受けるための契約(以下「本件契約」といいます。)が成立するものとします。

- (1) 申込者が、a u でんきサービスに係る契約（以下「a u でんき契約」といいます。）を締結していること又はa u でんき契約の申込みを行っていること（その申込みが承諾されない場合を除きます。）。
- (2) 申込者が、a u でんきサービスと組み合わせる特定の KDDI サービスの電気通信回線等（以下「対象契約者回線」といいます。）を、当社所定の方法により指定すること。
- (3) 前号で指定された対象契約者回線が、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
- ア その申込みの時点で、対象契約者回線に係る契約が有効に成立していること。
- イ その対象契約者回線の契約者が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であること。
- ウ その対象契約者回線に係る契約の契約者が、申込者と同一であること（当社が別に定める基準に適合する場合を含みます。）。
- エ その対象契約者回線に係る契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供される場合にあつては、それが業として行われるものでないことを当社が認めていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不相当と判断したときは、前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

#### 第5条（本割引）

当社は、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者（以下「本件契約者」といいます。）の契約するa u でんきサービスに係る料金（以下「本件電気料金」といいます。）に基づき、次項及び第3項の定めに従って算出された金額（以下「本件割引額」といいます。）の割引を行います。なお、本件割引額の割引は、本件契約の成立日が属する月の翌月以降のa u でんきサービスの利用料金について行います。

- 2 当社は、a u でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、下表の割引率を乗じることにより本件割引額を算出します。なお、当該算出にあたり、本件割引額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	割引率
5,000円未満	1%
5,000円以上8,000円未満	3%
8,000円以上	5%

- 3 前項の規定にかかわらず、当社はa uでんき（低圧電力）需給約款に基づき提供する低圧電力プラン並びにa uでんき供給約款（関西電力・KDDI）に基づき提供するa uでんき低圧電力（関西）については、本件対象額に2%の割引率を乗じることにより本件割引額を算出します。なお、当該算出にあたり、本件割引額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

#### 第6条（対象契約者回線の変更）

本件契約者は、対象契約者回線の変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。

- 2 本件契約者は、前項の申し出において、第4条第1項第3号に定める条件を満たす対象回線を新たな対象契約者回線として指定するものとします。

#### 第7条（本件契約の終了）

本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

- 2 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

- (1) 本件契約者に係るa uでんき契約が終了したとき。
- (2) 対象契約者回線に係る契約が終了したとき。
- (3) 対象契約者回線について、利用権の譲渡があったとき。
- (4) 対象契約者回線について、契約者の地位の承継があったとき。
- (5) その他第4条第1項第3号に列記する条件のいずれかを満たさなくなったとき。

- 3 前二項の定めにより本件契約が終了した場合、当社は、その終了日が属する月をもって、本割引を終了します。但し、その本件契約の終了が前項第1号の事由によるものである場合には、そのa uでんき契約の終了日が属する月のa uでんきサービスの利用料金に係る本件割引額までを割引の対象とします。

#### 第8条（損害賠償）

当社は、本件契約に関して申込者又は本件契約者に生じた損害について、その損害が当社の故意又は重大な過失に起因するものである場合を除き、その賠償を要しないものとします。

#### 第9条（権利義務の譲渡禁止）

本件契約者は、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

#### 第10条(顧客情報の取扱い)

当社は、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱います。

#### 第11条(合意管轄)

本割引に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第12条(本割引に関する疑義等)

本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

附則

(適用期日)

1 本規約は、2016年1月20日から適用します。

(割引率に係る特約)

2 申込者が、2016年5月31日までの期間に、a u でんき供給約款(関西電力・KDDI)に基づき a u でんきサービス(その料金プランが「でんきMプラン(関西)」であるもの)に限り、以下この附則において同じとします。)の申込みを行い、その a u でんき契約が成立した場合、第5条第2項において、本件対象額が8,000円以上であることを条件に適用する割引率を12%に変更します。

3 前項の割引率の変更は、その a u でんきサービスの利用開始日の属する月から起算して12ヶ月の間に利用した a u でんきサービスに係る本件電気料金について適用します。

附則

(適用期日)

1 本改正規定は、2016年4月1日から適用します。

(本規約の適用)

1 第1条2 「a u でんき約款」の対象に、a u でんき(低圧電力)需給約款を追加します。

(本割引)

1 第5条3 に a u でんき(低圧電力)にかかわる割引を追加します。

附則

(適用期日)

1 本改正規定は、2016年8月1日から適用します。

(本規約の適用)

1 第1条2 「a u でんき約款」の対象に、a u でんき需給約款【法人】でんきLプラン負荷を追加します。

(本割引)

1 第5条3 に a u でんき供給約款(関西電力・KDDI) a u でんき低圧電力(関西)にかかわる割引を追加します。

附則

(適用期日)

本改正規定は、2020年4月1日から適用します。